

ARAKUSA



ささえよう 広げよう みんなの力で――

名古屋法律事務所
友の会ニュース

2025.8
No.128

TAKE FREE

特集①

第43回友の会総会

特集②

弁護団事件

のりちゃんのノリノリ応援団!

弁護団って知ってる??

セミナー

法律相談

税金相談

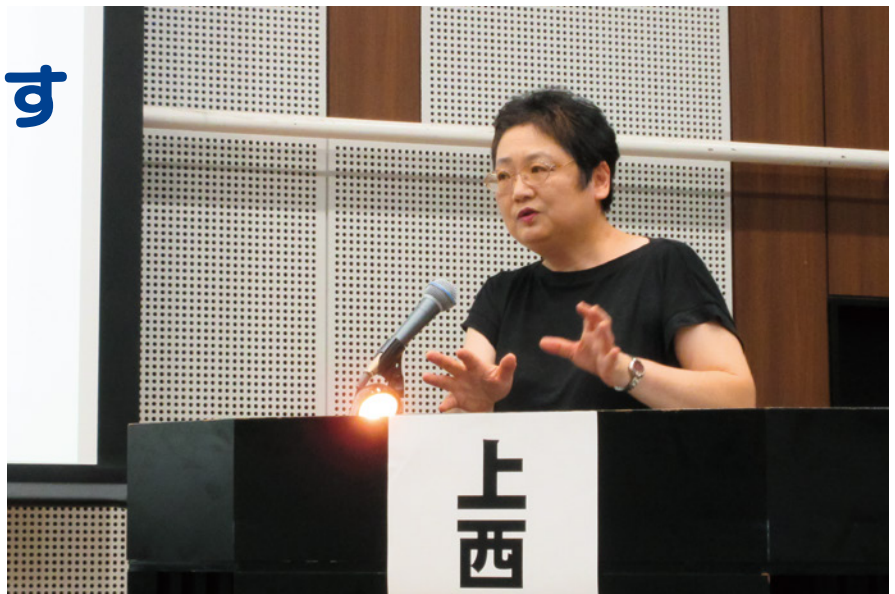
トピックス

新人弁護士紹介



言葉の力を取り戻す

法政大学キャリアデザイン学部教授
講師 上西 充子さん



はじめに

2018年の「働き方改革」国会審議をきっかけに、上西充子さんは国会答弁に強い問題意識を持たれるようになった。国会パブリックビューイング、「ご飯論法」などの分析を通じ、言葉の力について講演されました。

国会パブリックビューイングと「ご飯論法」

マスコミ報道では、「野党は反発」「首相はかわした」といった表現が繰り返されるだけで、本質的な問題点や政策への疑問は市民に伝わりません。そこで、国会の生の姿を伝えたいと上西さんは「国会パブリックビューイング」を始めました。生のやり取りを見ることが、市民自らが論点のすり替えや責任逃れの手法「ご飯論法」に気づくきっかけをつくりました。

都合の悪い事実を巧妙に隠す「ご飯論法」

「ご飯論法」とは、問いにストレートに答えず、論点をすり替え責任逃れをする政治的答弁です。「朝ご飯は食べましたか？」と問われて「ご飯は食べておりません」と答え、実はパンを食べていた事実を隠すような論法です。安倍政権や加藤厚労

大臣、菅・岸田政権下で多用されてきました。例えば、働き方改革の国会審議で、加藤厚労大臣は、裁量労働制の違法適用の対象になったという労働者が過労死した事件について「労災で亡くなった方の状況について逐一私のところに報告が上がってくるわけではございません。一つ一つについてそのタイミングで知っていたのかと言われれば、承知をしております。」と答弁しました。実は知っていたということを言いたくないので、一般論に紛れこませ、「一つ一つ来ていたかと言われれば、承知をしております」と話をずらして、あたかも知らなかったという答弁をしたのです。

思考の枠組みを縛る「呪いの言葉」

「呪いの言葉」とは、自分に都合のいい形で相手を黙らせるような言葉です。例えば「嫌なら辞めればいい」「ダラダラ残業」「野党は反対ばかり」といった言葉は、言われた当事者にとっては個人の問題にすり替えられてしまい、発言できなくなります。「男のくせに泣くな」「お母さんなのだから」などの決まり文句が人々を沈黙に追い込みます。上西さんは、こうした言葉に対して対抗するためには、相手の土俵に乗らず、



第2部記念講演
YouTube後日配信
(限定公開)のご案内

✉ tomonokai43@nagoyalaw.com

上記メールアドレスへお申し込みください。
配信URLをお送りいたします。

お申し込み期限:8月31日(日)

※動画をアップロードする等の二次配信は固くお断り致します。
※お申し込み期限を延長しました。

見る、伝える、考える



「ご飯論法」「呪いの言葉」を超えて

本質的な問い返しを行い、構造を可視化することが有効だと示されています。

「ヒールを履かなくていい職場はたくさんある」という「呪いの言葉」に対し、「私はここで働きたい。でもヒールは履きたくない」と返すだけでなく、「なぜヒールを強制するのか」と問い返すことで相手に説明責任を移し、問題の本質を明らかにします。

「灯火の言葉」

（エンパワーメントの言葉）

「灯火の言葉」は、相手に力を与えて力を引き出して主体的な言動を促す言葉です。「よく頑張ったね」「ありがとう」「あなたのおかげで助かった」といった過去の努力や行為を丁寧に認めるフィードバックが人を勇気づけます。

ドラマ『逃げるは恥だが役に立つ』

で、「交渉は大事です」という平匡さんの言葉に、みくりさんは努力が報われた気持ちになりました。映画『サンドラの週末』では、打ちのめされていた主人公に「あなたがいたから社長が譲歩した」という一言が主人公を再起させました。

言葉には社会を変える力もあります。「私は黙らない」「多様性を力に」「生活保護は権利」といったポジティブな言葉は、政策や空気を動かすきっかけとなります。

「#差別に投票しない」は、そのシンブルさゆえに市民が手に取り、拡散できる新しい「灯火の言葉」となりました。

終わりに

ドラマ『舟を編む』で「うまくなくていい、言葉にしてください」と語られます。誰もが自分の言葉で思いを表現し、「灯火の言葉」で互いを励まし合う社会をめざすことがよりよい社会への第一歩となります。

一方で、「日本人ファースト」は、言っただけでいいとされていた排外的な言葉を言ってもいいかのように変えてしまいました。「呪いの言葉」が日常に組み込まれるのは「空気」ゆえです。同じ空気に「灯火の言葉」を混ぜれば、沈黙の圧力を和らげられます。

す。言葉は空気をつくり、空気は行動を決め、行動は制度を動かします。

上西さんは「見せる・問い返す・言い換える」という三段構えで、誰もが自分の言葉で、自分の思いを表現できることが大切だと述べられました。

講演を聞いて

上西さんは、具体的な国会答弁から「ご飯論法」を明らかにし、社会に氾濫する「呪いの言葉」を超える方法を示してくださいました。さらに、身近なドラマや映画の言葉から「灯火の言葉」を示して、言葉の力を取り戻していく人々の姿を教えてくださいました。

私の印象に残った言葉に、上西さんが紹介された「戦争の反対概念は平和ではなく対話だ」があります。憲法に基づいて平和を守ろうというのを、なんと簡単な言葉で示すのでしょうか。言葉の力で変えていくってこういうことかと思いました。私たちに、黙らせる言葉に抗い、「灯火の言葉」を育てていくという希望を示してくれる上西さんの講演でした。



弁護士
加藤 美代
かとう みよ



友の会 幹事

【三役】

会長 石原 愛子
副会長 大井 丈二
事務局長 木村 美知
鈴木 孝昌

【会計監査】最賀 猛

【顧問】

太田 義郎
倉元 孝幸
牧野 浩

【幹事】

石原 愛子
西 龍吉
最賀 猛
谷藤 賢治
藤井 将俊

板倉 浩幸
岡田 エツ子
齊藤 愛子
塚本 時夫
藤澤 真実

伊藤 良孝
川合 一成
佐竹 康弘
西村 健哉
堀 恵子

植木 日出男
木村 美知
島田 秀年
長谷川 康二
牧野 浩

梅北 政義
久野 賢一
杉本 恒守
服部 延満
松本 茂満

大井 丈二
倉元 孝幸
鈴木 孝昌
坂野 逸朗
森 雅欣

太田 義郎
小林 純
館 克典
藤井 茂
鷺野 恵子

※幹事の植村寛郎さんと山下立雲さんが、今年ご逝去されました。長年にわたる友の会活動へのご尽力に感謝するとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。

弁護団って知ってる?? のりちゃんの ノリノリ応援団!



弁護団とは

多数の被害者がいる事件や被害者数に関わらず社会的意義の大きい事件では、事務所の枠を超えて複数の弁護士で対応することがあるんだ。国や大企業等大きな力を持つ相手と闘うときには、マンパワーの確保も重要だけど、「一緒に闘う仲間がいる」ということも大きな力になるよね。

名古屋法律事務所の弁護士は、「困っている人を助けたい」「社会をより良くしたい」という思いで様々な弁護団に参加しているみたい。どんな事件があるのかな。

ストップ・リニア!

訴訟

リニア新幹線の建設予定地周辺住民が中心となって、国に対し、国土交通大臣が、JR東海に対して行ったリニア中央新幹線の建設工事を認可した行政処分を取消を求める裁判です。国交省の処分が、全国新幹線鉄道整備法、鉄道事業法、環境影響評価法に違反していることを主張し、リニア計画そのものの違法性を問う訴訟です。沿線各地の特色(例えば愛知県では垂炭鉱跡という脆弱な地盤にトンネルを掘るという無謀さ)を、裁判所に訴えています。1審では敗訴していますが、工事が始まると、瑞浪市で水涸れが発生したように、私たちが懸念した事態が実際に生まれています。

生存権裁判(いのちのとりで裁判)

2013年に厚生労働大臣が生活保護基準を約670億円も削減するとの告示を出し、同年8月から3回に分けて、平均6.5%、最大10%もの生活保護基準の引下げが行われました。生存権裁判は、それらの引下げは生存権を侵害する違憲・違法なものであるとして、全国で各自治体に対しては処分の取消しを、国に対しては国家賠償を求めて争ってきた裁判です。

愛知訴訟は名古屋地裁では敗訴となりましたが控訴し、2023年11月、名古屋高裁で逆転完全勝訴しました。その後、国と自治体が最高裁に上告し、原告側が上告していた大阪訴訟と同時に判決が言い渡されることになりました。そして、2025年6月27日、最高裁第三小法廷は、厚生労働大臣が生活保護基準の引下げの際に行った「デフレ調整」の判断過程や手続に過誤や欠落があったとして、生活保護法3条、8条2項に違反し違法であると判断し、原告の勝訴が確定しました。名古屋高裁が認めた国家賠償について、最高裁は、破棄しましたが、宇賀克也裁判長は国家賠償を認めるべきとの反対意見を述べています。

提訴から判決確定までに12年を要し、その間に亡くなられてしまった方も多数います。今後は、最高裁判決をもとに、厚生労働省や自治体に対して謝罪と検証、引き下げられた保護費の遡及支給を求め、速やかに救済がなされるよう、さらなる運動を続けていきます。

安民法制違憲訴訟

2015年9月の安民法制の強行採決を受けて、憲法9条違反の既成事実の進行を憂える人々が、全国各地で安民法制違憲訴訟（違憲な立法を強行されたことによる精神的損害についての国家賠償請求）を提訴。全国21地裁で24の裁判が係属、原告総数は7254名。

名古屋では2018年8月に143名が提訴。当事務所の松本弁護士が弁護団事務局長。各地の判決は、「平和的生存権には具体的権利性がない」「権利侵害の現実的危険性がない」などとして憲法判断を避ける門前払い判決。2024年3月名古屋地裁一審判決も、同様に請求棄却。現在全国で、高裁レベルで残っている訴訟は名古屋と東京の「女の会」訴訟のみ。両訴訟とも、今年度内に判決が出される予定。弁護団は8人の学者などの証人を申請して、初の違憲判決を目指して最後の奮闘中です。

事件概要 と 現在の様子



大垣警察市民監視事件

大垣警察署警備課の警察官が中部電力の子会社との間で、市民4名に関する個人情報交換していたことが明らかになった事件。昨年9月に、警察による情報提供はもちろん、情報収集活動自体も違法であるとして、岐阜県に対し損害賠償を命じるとともに、保有している個人情報抹消も命じた名古屋高裁判決を勝ち取りました（確定）。裁判は終了しましたが、判決で命じられた情報の抹消を警察が本当に履行しているのかを確認するとともに、警察による市民監視を厳しく批判した名古屋高裁の判断を生かす活動に取り組んでいます。

年金減額処分取消訴訟

この裁判は、今から10年前の2015年に、全国で足並みを揃えて提訴した憲法訴訟です。

裁判の内容は、デフレ時代に減額しなかった年金について、当初はインフレに変わったときに調整すると約束していたのに、その約束を一方的に破棄して減額を強行したことは、憲法25条や29条に反し許されないと訴えたものでした。

最高裁まで争いましたが、残念ながら訴えは認められず、今は裁判外の運動で、老後に安心して生活できる年金制度への改革を求めているところです。



明日を生きるための 若者気候訴訟

16名の若者が、株式会社JERAなど火力発電事業10社に対して、科学が求める水準に基づいてCO₂排出の差し止めを求めて、2024年8月に名古屋地裁に提訴した裁判です。世界の平均気温の上昇を産業革命以前の1.5度以内に抑えるというパリ協定で確認された目標を日本で実現するために、最大のCO₂排出事業者である発電事業者に対してCO₂の削減を求める、日本で初めての本格的な気候訴訟です。全国から弁護士が結集しています。

名張毒ぶどう酒事件

1961年3月28日、三重県名張市葛尾の公民館で行われた懇親会で、毒入りのぶどう酒を飲んだ複数の女性が死傷した事件です。犯人とされた奥西勝さんは、第一審で無罪、控訴審で逆転死刑判決となりました。2005年には再審開始決定されるも、取り消されました。

勝さんは2015年に獄中死され、現在妹の岡美代子さんが遺志を引き継ぎ、現在、弁護団は、第11次再審請求のために奮闘しています。

法律講座

不動産登記法改正と
戸籍広域交付制度

Q 相続登記の義務化について教えてください。

A 未登記不動産が増えると、土地の利活用が阻害されてしまいます。そのため、相続登記の申請が義務化されました（2024年4月1日施行）。その内容は、不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務づけ、正当な理由がないのに申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処するというものです。ただし、遺産分割がなされる前の不動産については、相続発生後3年以内に、①相続が開始したこと、②自分がその相続人である旨を登記官に対して申し出るだけで、登記申請義務を果たしたとみなされることになり、手続上の負担について一定の配慮がなされています。さらに、所有者の変更がなくても、所有者の住所に変更があった場合、変更日から2年以内にその変更登記の申請を

することが義務づけられ、正当の理由がないのに申請を怠った場合には、5万円以下の過料に処されることになりました（2026年4月1日施行）。

Q 戸籍の広域交付制度について教えてください。

A 本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書等を請求できるようになりました（2024年3月1日施行）。従って、本籍地が遠くにあっても、また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、最寄り、かつ、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。ただし、この制度を利用するためには、請求者本人（戸籍謄本等に記載されている本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等））が市区町村の戸籍担当窓口において、請求する必要があります。したがって、代理人による請求及び郵送での請求はできません。



弁護士 酒井 寛
さかい ひろし

税金講座

贈与税・相続税の
計算方法が
変わりました。1 相続時精算課税の
基礎控除

これまでは相続時精算課税を選択した受贈者には特定贈与者から取得した財産について基礎控除はありませんでした。しかし、令和6年1月以後の贈与から年間110万円の基礎控除ができました。

相続時精算課税は、贈与の時、2500万円までは贈与税がかかりませんが、相続が発生したときその贈与財産が相続財産に合算される制度です。しかし、この基礎控除分は合算しなくてもよい部分として設けられました。

2 暦年課税と相続税

1年間に贈与により取得した財産が110万円を超える場合は贈与税がかかります。申告も必要です。この規定を暦年課税といいます。

贈与した人が亡くなった場合、暦年課税によって贈与を受けていた相続人等は生前の一定期間の贈与財産を相続財産に合算する規定があります。この規定も令和6年1月に改訂され、加算される年数が3年から7年に延長されました。将来的には7年間分の贈与財産（基礎控除分も含めます）が相続財産に合算されますのでご注意ください。

ただし、延長された4年間については総額100万円までは加算されません。



税理士 丸山 良恵
まるやま よしえ

詳しくは
税理士法人
なごや経理

税理士
西村・丸山・小鹿
まで

TEL 052-451-7747
FAX 052-451-7748

◆ 新人弁護士紹介 ◆ 日々を大切に

ひらの
みゆう
平野 弥優



この春、当事務所に入所いたしました。毎日が新しいこととの連続で緊張ばかりでしたが、あたたかく迎えてくださった事務所の皆さまのおかげで、安心して一步を踏み出せています。

忙しい業務の合間に、おやつをつまんだり、事務所の皆さんと一緒に囲むお昼ご飯の時間は、日々の中ではっと肩

の力を抜ける大切なひとときになっています。

趣味は手芸や料理など、手を動かして何かを作ることです。形になっていく過程が好きで、気持ちの整理にもなっています。

自分の心に恥じず、あとから振り返っても後悔のないように行動することを心がけています。弁護士としての経験

はまだ浅く、目の前の業務で精一杯の日々ですが、だからこそ一步一步を大切に、誠実に取り組んでまいりたいと思っています。

これからさまざまな経験を重ね、少しでも皆さまのお役に立てるよう成長していけたらと願っています。今後ともどうぞよろしく願っています。



まちづくり・健康づくり
フェスタ

3月9日、みなと医療生協主催の第30回「まちづくり・健康づくりフェスタ」に、恒例の「憲法ビンゴで楽しく学ぼう」の企画で参加しました。友の会の幹事さんのご協力も得て、地域の皆さんに楽しく学んでいただきました。

(弁護士・兼松 洋子)

憲法に関心のある方々が参加されていました。中々ビンゴにならないという声も聞かれましたが、私は一番にビンゴでき、景品をいただきました！

(参加者Sさん)

弁護士の
横顔



サウナにはまってしまいました！

所内での業務や自宅での書面の作成に追われる毎日ですが、ここ数年は気分転換でサウナに行っています。以前は「サウナは暑いし水風呂は冷たいし」と辛いイメージしかなかったのですが、減量のためにジム通いをするかたわら、併設されているサウナに試しに入ってみたところ、いわゆる「ととのう」状態を体験し、どっぷりはまってしまいました。それ以来、ももとの温泉好きもあって行く先々でサウナに入り、ストレス解消をしています。おかげでこのところはわりと健康体で、日々の仕事を頑張っています。

(弁護士・金井 英人)



ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

■と き／9月20日(土)
■ところ／愛岐カントリークラブ
※参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。
TEL:052-451-7746

ホームページ

名古屋法律事務所

検索

ブログ公開中!

法律・税金に関する気になる情報のほか、事件報告や時事ネタ、スタッフの世間話など、随時更新中。

【最新ブログ】「押し活と法 2」
「労働時間の証拠集め」

ご相談受付

要予約

電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にしながら、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。

そもそも弁護士に相談すべき?とお悩みの方もお気軽にどうぞ。



友の会企画

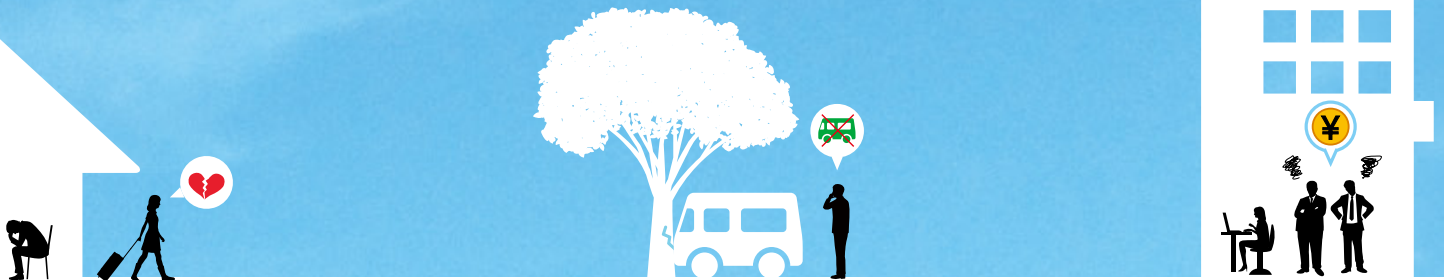
弁護士も行く! 常滑さんぽ

～やきもの体験と煙突のある街を巡る旅～

■日 時／10月18日(土) 9時 名鉄常滑駅集合
■内 容／ガイド付き散策→昼食→陶芸体験
→陶磁器会館・自由散策(15時ごろ現地解散)
■参加費／約5,000円(陶芸体験と昼食代)+交通費
※申込は名古屋法律事務所へ



「あらくさ」へのご意見・ご感想をお寄せください。



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子
弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛
弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩
弁護士 平野 弥優

名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会
TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所
TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みどり事務所
TEL 052-629-0070 FAX 052-629-0071

■税理士法人 なごや経理
TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

名古屋法律事務所
ウェブサイト



ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

暑中お見舞い申し上げます。
今号の表紙は、見るだけでも涼やかな風鈴です。最近では軒先に風鈴を飾るお宅が減っていると聞きますが、街中で、どこからかチリンチリン、と聞こえると、暑さが少し和らぐような気がします。
さて、名古屋法律事務所にも、爽やかな風が吹いています。今年の3月27日に、平野弥優(みゆ)弁護士が事務所の一員となりました。新しい仲間の入所を追い風に、これからも邁進して参ります。
みなさまには、引き続き、熱い視線で名古屋法律事務所を見守っていただくと幸いです!

編集後記